

調査票 1

都道府県・政令指定都市名	札幌市
--------------	-----

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	市民まちづくり局市民生活部男女共同参画室男女共同参画課
担 当 職 員 数	7 人 (専任 7 人、兼任 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	札幌市男女共同参画行政推進会議
設置年月日・根拠	平成 59 年 5 月 12 日 根拠: 札幌市内部委員会等に関する規程
長 の 役 職	市民まちづくり局担当副市長

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	札幌市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成 15 年 1 月 1 日
構 成 員	12 人 (女性 7 人、男性 5 人)

4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 19 年 4 月 ~ 25 年 3 月
名 称	男女共同参画さっぽろプラン(第2次)
改定・見直しの予定時期	平成 年 月 日 <input type="radio"/> ← 未定の場合は○をつけてください。

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	札幌市男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成 14 年 10 月 7 日
	施 行 日	平成 15 年 1 月 1 日
	改 正 日	平成 年 月 日
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期:	平成 年 月
無の場合 ※ どちらかに○をつけてください。	制定等について検討中(あれば、具体的に)	
	特に検討していない	

6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード  1 平成23年4月1日  2 平成23年5月1日  3 その他:平成 年 月 日

目 標 値	24 年度まで 40 %	年度まで %	年度まで %
根 拠	札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱		
対象となる審議会等の範囲	法律・条例・要綱等に基づき設置する附属機関等		
目標の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数 ( 91 ) うち女性委員を含む審議会等数 ( 88 ) 延総委員等数 ( 1,875 ) 延女性委員等数 ( 633 ) 女性比率 ( 33.8 )
	調査時点コード	1	審議会等数 ( 49 ) うち女性委員を含む審議会等数 ( 47 ) 延総委員等数 ( 1,249 ) 延女性委員等数 ( 396 ) 女性比率 ( 31.7 )
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード	1	審議会等数 ( 16 ) うち女性委員を含む審議会等数 ( 16 ) 延総委員等数 ( 706 ) 延女性委員等数 ( 194 ) 女性比率 ( 27.5 )
	調査時点コード	1	委員会等数 ( 6 ) うち女性委員を含む審議会等数 ( 2 ) 延総委員等数 ( 48 ) 延女性委員等数 ( 6 ) 女性比率 ( 12.5 )
目標値以外の目標設定			
女性登用方針	人材名簿作成の有無	有 <input type="radio"/> (公表 <input type="radio"/> ・ 非公表 <input type="radio"/> ) ・ 無 <input type="radio"/> ・ 作成予定有 <input type="radio"/>	
	人材名簿が有る場合	掲載人数 757 人 (平成 23 年 4 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無 有 <input type="radio"/> ・ 無 <input type="radio"/> 委員の公募 有 <input type="radio"/> ・ 無 <input type="radio"/> その他 ( 委員選定時における事前協議制を導入 )	

(\*) 平成23年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

## 7 女性公務員の採用・登用状況 ※該当する時点の番号に○をつけてください。

## (1) 管理職の在職状況

		調査時点コード	1 平成23年4月1日	2 平成23年5月1日	3 その他:平成 年 月 日		
		管理職総数			女性管理職の内訳		
		(人) (A)	うち女性管理職数 (人) (B) = (C+D+E)	女性比率 (%) (B/A)	部局長クラス (人) (C)	次長クラス (人) (D)	課長クラス (人) (E)
本庁	計	386	18	4.7	2	0	16
	うち一般行政職	261	10	3.8	2	0	8
支庁・地方 事務所	計	579	68	11.7	21	0	47
	うち一般行政職	269	14	5.2	2	0	12
全体	計	965	86	8.9	23	0	63
	うち一般行政職	530	24	4.5	4	0	20
再掲	警察本部						
	教育委員会	28	0	0.0	0	0	0

## (2) 女性公務員の採用状況

平成22年4月1日～23年3月31日

		総数 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
上 級		300	85	28.3
	うち 警察本部			
中 級		105	87	82.9
	うち 警察本部			
初 級		44	8	18.2
	うち 警察本部			
全 体		449	180	40.1
	うち 警察本部	0	0	

## (3) 女性採用・登用のための措置 ※実施しているものに○をつけてください。

1. 女性の採用目標の設定 具体的目標( )
2. 女性の管理職登用目標の設定 具体的目標( )
3. 女性職員の採用・登用に関する計画の策定
4. 上記3の計画の策定、実施に実質的に関与する「女性職員の採用・登用拡大担当者」の設置
5. 女性職員の採用・登用の状況や上記3の計画の進捗状況等に関する庁内の意見交換等の場の設置
○ 6. その他(内容: 人材育成基本方針や、人事異動基本方針中に女性の職域拡大について明記 )

## 8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	札幌市男女共同参画センター		愛称・通称	
設置年月日	平成 15 年 9 月 1 日	施設形態	単独施設 ○ 複合施設	
所在地等	郵便番号: 060-0808 住所: 札幌市北区北8条西3丁目札幌エルプラザ内 電話番号: 011-728-1222 FAX番号: 011-728-1229 ホームページ: <a href="http://www.danijo.sl-plaza.jp/">http://www.danijo.sl-plaza.jp/</a>			
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名: ) ○ 指定管理者(名称: 財団法人札幌市青少年女性活動協会 ) その他( ) 2. 事業運営 直営(担当部局名: ) ○ 指定管理者(名称: 財団法人札幌市青少年女性活動協会 ) その他( )			
職員数	常勤 23 人、	非常勤 11 人	予算額	平成23年度 162,940 千円
主な事業	*実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。 ○ 1. 広報啓発(主な事項: 男女共同参画週間講演会、啓発パネル展、啓発パネル貸出 ) ○ 2. 講座(主な事項: 出張講座、チャレンジ支援事業、ライフプラン講座 ) ○ 3. 相談事業(主な事項: 女性のための総合相談・法律相談・仕事の悩み相談 ) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項: 情報誌の発行、ホームページ管理、情報センター管理運営 ) ○ 5. 苦情処理(主な事項: 男女共同参画に関する施策の苦情申立受付 ) ○ 6. 交流促進(主な事項: フラワーロード、キャンドルナイト、エルプラまつり ) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: 男女共同参画活動団体支援事業 ) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項: ) ○ 9. 調査研究(主な事項: 男女共同参画調査・研究事業 ) ○ 10. その他(主な事項: サポーター事業、男女共同参画活動団体支援・企画事業 )			

## 9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	財団法人札幌市青少年女性活動協会	基金・基本財産額	10,000	千円
設置年月日	平成 55 年 4 月 1 日	出資者	札幌市	

## 10 民間団体(女性団体等)との連携

(1) 地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携 ※該当するものに○をつけてください。

- 1. 民間団体の組織化((2)へ)  
 ○ 2. 地方公共団体と民間団体との意見交換会の開催  
 ○ 3. 地方公共団体からの民間団体への各種情報提供  
 ○ 4. 地方公共団体から民間団体への助成金の交付  
 ○ 5. 地方公共団体から民間団体への事業委託  
 ○ 6. 地方公共団体と民間団体との共催事業の開催  
 ○ 7. その他 { 主な事項: }

(2) 民間団体(女性団体等)のネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の有無	○ 有 無	名称等:	札幌市女性団体連絡協議会	加盟団体数	31団体
地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	○ 有 無			会 員 数	約20千人
活 動 内 容 ※実施しているものに○をつけてください。	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 ○ 2. 機関誌の発行 ○ 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 { 内容: }		札幌市女性大会の開催等		

## 11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに○をつけてください。

1. 担当者連絡会議の開催  
 2. 市町村職員研修会の開催  
 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催  
 4. 関係情報の収集提供  
 5. 審議会等女性登用の働きかけ  
 6. 補助金等の交付 { 名 称 :  
交付先 : }

7. その他 { 内容: }

## 12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに○をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施  
 ○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ  
 ○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣

(2) 女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施  
 2. 研修受講職員の男女比を配慮  
 3. その他 { 内容: }

## 13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	22年度予算 (千円)	23年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	249,105	259,799	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.0303 %	0.0307 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費			

## 14 仕事と生活の調和に関する取組

※該当するものに○をつけてください。 ※事業所内保育施設設置企業への表彰

(1) 表彰関係	仕事と生活の調和に関する表彰制度の有無	○ 有 無	※ 表彰の対象： 実施頻度：	○ 企業・組織 毎年	個人 数年に1回(定期的)	両方 ○ その他
(2) 公契約の評価項目への採用状況	仕事と生活の調和に関する取組を公契約の評価項目に採用しているか	○ している していない	対象となる入札事業：	すべて	○ 一部	

## 15 平成23年度実施予定事業

実施予定事業の内容		※欄が足りない場合には適宜増やして記入してください。	
名称	事業内容等	参加予定者数	時期
1. 委員会・懇話会			
・ 男女共同参画審議会	施策の実施状況に関する調査・審議等	12	4月～3月
2. 広報啓発			
・ 啓発パンフレットの配布	イラスト入りの分かりやすいパンフレットの配布		4月～3月
・ ラッピングバスの運行	路線バスの車体広告、車内広告		4月～3月
・ ホームページによる情報提供	ホームページ掲載情報の充実		4月～3月
・ DVに関する広報	パンフレット(DV、デートDV)の作成・配布		4月～3月
・ 女性に対する暴力をなくす運動	地下鉄車内広告、生活情報誌への広告掲載等		11月
3. 講座			
4. 相談事業			
・ 配偶者暴力相談センター運営	配偶者等からの暴力に関する相談		4月～3月
5. 情報収集・提供			
6. 苦情処理			
・ 男女共同参画施策関係苦情処理	男女共同参画施策に関する苦情の処理・対応		4月～3月
7. 交流促進			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
11. その他			
・ 職員研修	新任管理職への研修		5月
・ e-ラーニングの活用	イントラネットによる自己啓発の教材配信		4月～3月
・ 職員向けホームページ	イントラネットホームページによる情報提供		4月～3月
・ DV被害者支援ボランティア養成	DV被害者の支援活動、スキルアップ講座		4月～3月
・ 女性人材リストの活用	審議会等委員の女性登用に向けた情報提供		4月～3月

政令指定都市名

札幌市

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成23年4月1日現在

○

平成23年5月1日現在

その他:平成 年 月 日現在

## 1 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

\* 調査実施時に設置義務のある審議会等のうち、平成23年3月に内閣府で把握したものを下記に掲載しております。

新たに追加がございましたら、下記の表に追記を、変更・廃止があった場合はその旨を記入していただきますようお願いいたします。

	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議	61	4	6.6	
	2 民生委員推薦会	14	6	42.9	
	3 国民健康保険運営協議会	14	3	21.4	
	4 地方社会福祉審議会	45	14	31.1	
	5 土地利用審査会	7	3	42.9	
	6 地方障害者施策推進協議会	20	9	45.0	
×	7 公害健康被害認定審査会				
×	8 損害評価会				
×	9 地方港湾審議会				
	10 土地区画整理審議会	24	2	8.3	
	11 建築審査会	5	2	40.0	
	12 開発審査会	7	3	42.9	
	13 介護認定審査会	353	107	30.3	
	14 精神医療審査会	11	5	45.5	
	15 市町村国民保護協議会	59	3	5.1	
	16 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
	17 感染症診査協議会	7	3	42.9	
	18 市町村都市計画審議会	24	7	29.2	
×	19 市街地再開発審査会				
	20 障害程度区分認定審査会	50	21	42.0	
	合 計	706	194	27.5	

## 2 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	6	2	33.3	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	22	0	0.0	
6	固定資産評価審査委員会	9	4	44.4	
	合 計	48	6	12.5	

## 3 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況

審議会等数	うち 女性委員を含む 審議会等数	延総委員等数 (人)	延女性委員等数 (人)	女性委員割合 (%)
49	47	1,249	396	31.7